

平成28年度決算に係る

定期監査調書

平成29年7月

鳥取県西部県税事務所

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	組織及び業務調べ	1 頁
4	職員の定員、現員調べ	2 頁
5	役付職員の調べ	2 頁
6	主な事業に関する調べ	3 頁
7	収入証紙取扱額調べ	8 頁
8	収入事務処理状況調べ	10 頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	13 頁
	(1) 県税未収金	
	(2)-1 税外収入未済額 (県税関係)	
	(2)-2 税外収入未済額 (県税関係以外)	
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	16 頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
11	不納欠損額調べ	19 頁
11-2	延滞金の処理	29 頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	30 頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	32 頁
14	財産に関する調べ	32 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	32 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	32 頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	32 頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	32 頁
19	寄附物件の受納状況調べ	33 頁
20	備品の処分状況調べ	33 頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	33 頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
22	職員旅費の執行状況調べ	34 頁
	(1) 旅行伺の事前承認	
	(2) 旅費概算払の精算等	

(3) 旅費の計算

(4) 旅費の適正執行の取組状況等

○ 意見、要望等.....35頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし。

(2) 監査意見

該当なし。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし。

3 組織及び業務調べ

課 名	係（担当）名	課 の 主 な 所 掌 事 務
収 税 課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る周知宣伝に関すること。</li> <li>・ 県税に係る徴収金の督促及び収納、過誤納金の還付又は充当に関すること。</li> <li>・ 納税貯蓄組合の指導に関すること。</li> <li>・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。</li> </ul>
	徴収第一担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（自動車税以外）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。</li> <li>・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部に関すること。</li> <li>・ 地方税法第48条の徴取引継（個人住民税）に関すること。</li> <li>・ 徴収スタッフネットに関すること。</li> </ul>
	徴収第二担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。</li> </ul>
	徴収第三担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。</li> </ul>
課 税 課	事業税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税、狩猟税及び地方法人特別税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。</li> </ul>
	間税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（軽油引取税及びゴルフ場利用税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。</li> </ul>
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（不動産取得税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。</li> </ul>
日野支所（本務：西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る周知宣伝に関すること。</li> <li>・ 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</li> <li>・ 納税証明書の交付及び申告書等の受理に関すること。</li> </ul>

4 職員の定員、現員調べ

(平成29年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計			備考
	当該年度	28.4.1現在	当該年度	28.4.1現在	当該年度	28.4.1現在	当	該年度	28.4.1現在	
定員	31	31								
現員	( ) 32	(1) 31	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	28.4.1休職1
過不足(△)	1									産前休暇取得職員 (29.4.23~)代替 1
臨時職員										
非常勤職員	6	6								事務5、育児短時間勤務代替1

5 役付職員の調べ

(平成29年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	七里誠人	1	3	
副所長 (兼) 収税課長	長谷川聡	0	3	1年3月
収税課 課長補佐	山本英治	0	3	1年3月
収税課 課長補佐	権田高博	0	3	
課税課長	二岡裕明	0	3	1年3月
課税課 課長補佐	西山義雄	0	3	
日野支所長	(兼) 坂本浩彰	0	3	
日野支所 課長補佐	(兼) 塚田修一	2	3	

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
未収金の徴収対策について	-			
将来ビジョン				
政策項目				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県における財政事情が極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の最大限の確保を目指す。</li> </ul> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状発付後は速やかに財産調査及び調査結果分析に着手し、必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わず、滞納処分または納税緩和措置を原則として滞納整理を実施した。</li> </ul> <p>イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納案件のヒアリングを定期的を実施し、進捗状況の聞き取りを行い、方針を決定することで組織として徴収率向上を図った。</li> <li>・自動車税の催告文書を取りやめ、差押予告状の送付を1か月早く送付することで、早期の滞納処分を執行し、効率的な滞納整理を実施した。</li> <li>・年金受給者、一括納付約束者についても給与等の差押承諾書を提出させることで、安易な納付約束を無くし、約束不履行の場合には承諾書に基づいて厳正な滞納処分などを行った。</li> <li>・財産未判明者で平日及び夜間に臨宅しても接触できない滞納者に対し、休日臨宅を実施し、滞納者との接触を図り、税の確保に努めた。</li> <li>・管内市町村役場に臨庁実施していた自動車税滞納者の職業調査について、市を除く町村に文書での調査を依頼することにより時間的効率化を図れた。</li> <li>・差押予告等文書を送付する封筒について、従来の色を見直し、黄色や赤色の目立つ色にすることで、滞納者に注意喚起を促し早期の自主納税・納税相談に繋げ、滞納案件の圧縮を図った。</li> </ul> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産を有する者に対し、早期に預金、給与等差押の滞納処分を行うことにより、滞納件数の縮減に繋がった。(差押件数 H28.5月末 103件 → H29.5月末 261件 前年比158件増)</li> </ul> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税勧奨や財産調査を行った結果、滞納額を充足するだけの換価価値を有する財産を持たない(または差押えする財産がない)滞納者も数多く存在し、当該年度においては執行停止等の納税緩和措置を執らざるを得ないものの、次年度以降も継続的に自動車税の納税義務が生じる者があり、毎年同様の対応が必要となっている。</li> </ul>				

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
個人県民税の徴収対策について (地方税滞納整理機構) (地方税法第48条関係)	-			
将来ビジョン				
政策項目				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、連動して滞納額も増えたためその滞納額の圧縮を図ることが県税収入の確保につながる。</li> </ul> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村職員に併任辞令を発令して相互協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内市町村職員の徴収能力向上の支援を実施した。</li> <li>地方税法第48条による県への徴取引継について、個人住民税対策の早期効果を図る最も有効な手法との認識のもと、管内市町村を対象に一定規模(滞納額上位の者)の事案引受を実施。未済額の圧縮をより一層図るため、管内市町村と連携を図りながら様々な施策を展開し取組強化を図った。</li> </ul> <p>地方税法第48条……市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。</p> <p>イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法第46条の規定及び地方税滞納整理機構相互併任を活用し、個人住民税滞納事案の徴収方針会議を市町村に出向いて実施し、滞納事案の進捗管理状況の聞き取りを行い方針を決定することで迅速な処理及び市町村との協同連携の更なる促進を図った。</li> </ul> <p>地方税法第46条……市町村長に対し、当該市町村に係る個人住民税の賦課徴収課徴収に関する事項の報告を請求することができる。</p> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法第48条の引継件数を前年度比約4倍とすることで、徴収金額は約1.5倍にも及び、大幅な徴収率の向上に繋がった。市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う納税交渉や滞納整理ができた。</li> </ul> <p>○地方税滞納整理機構事案 指定件数 8,095件、滞納金額 322,892千円 (処理実績 6,417件、処理金額 263,731千円)</p> <p>※処理実績は執行停止・分割納付も含む。</p> <p>○地方税法第48条関係事案 引継件数 1,449件、引継金額 46,239千円 (徴収実績 780件、徴収金額 25,485千円)</p> <p>H27年度 引継件数 354件、引継金額 10,666千円 (徴収実績 10件、徴収金額 1,696千円)</p>				

※件数、実績については平成29年3月31日現在。

指定件数、引継件数は当該年度以前からの継続案件も含む。

工 課 題

- ・現在の地方税滞納整理機構は任意組織であるため、滞納処分等の自力執行権を有せず納税交渉までしかできないため、迅速な滞納整理に結びつきにくいのが現状である。
- ・市町村では、各滞納事案について明確な処理方針を定めず、年々滞納額が累積しているケースが散見される。また、個人住民税徴収方針会議で方針を決定しても、人員や滞納整理に関する知識・経験の不足から処理が進まない場合や管内市町村間で取組意識に温度差があるため、一律に効果を望むことは困難な状況であり、今後も継続的にサポートしていく必要がある。



(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
徴収スタッフネット研究会の取り組みについて(市町村との連携)	—			
将来ビジョン				
政策項目				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
・平成18年度から西部圏域の徴収職員の徴収技術の向上と相互の連絡体制強化のため、管内県市町村の課長補佐級以下職員が一体となって、徴収技術の研修会等を開催している。				
(イ) 事業の実施状況				
開催日	名称	研修テーマ	参加者	
H28. 5. 11	総会	事業報告、事業計画、基調講演	36人	
H28. 7. 20	第1回	事例演習、講義「滞納処分取消訴訟について」、意見交換会「時効について」ほか	26人	
H28. 9. 28	第2回	講義「不動産競売について」、「鳥取中部ふるさと広域連合の滞納整理について」	38人	
H28. 11. 25	第3回	講義「滞納整理について」、「県と市の連携について」	43人	
H29. 1. 18	第4回	専門研修等の受講者による講義、意見交換会「分納について」ほか	23人	
イ 平成28年度の事業実施にあたり改善等に取り組んだ点				
・より深い専門知識を習得するため、関係機関から積極的に外部講師を招いた。				
・意見交換会を取り入れ、日頃疑問に思っていることを共有できる場を作った。				
ウ 成 果				
・研修に対する意向や期待が、アンケート結果(提案)から多く聞かれるようになった。				
・徴収技術の相互研鑽と徴収担当者間による情報交流の円滑化を図ることにより、市町村全体の徴収実務の底上げを図ることができた。				
エ 課 題				
・市町村により滞納処分に温度差があるため、どの市町村にも積極的に参加してもらえるよう研修内容に工夫が必要である。				
・管理職を含まない部会のため意見交換会で出た意見を現場で反映させるのに時間がかかる。そのため、管理職を含めた部会にするのが望ましい。				
・徴収技術向上の研修にするため、外部研修等で入手した新しい素材を研修に取り入れ、新しいメニューを提供していく工夫が必要である。				
・研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、専任職員が少ない町村にあっては、人事異動により、同じ徴収レベルが継続されないなどの実態がある。町村(首長)の滞納整理への理解が必要である。				

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳												
		国庫支出金	その他	一般財源										
未登録法人の捕捉調査及び不申告法人に対する申告指導・督励対策	-													
将来ビジョン														
政策項目														
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>未登録法人(県内に事務所等を設置して事業を行っているが、法人設立届を提出していないため、法人二税の申告実績がない法人)の捕捉調査を行うとともに、不申告法人(法人登録はあるが、決算期が到来し、法人二税の申告期限を経過しても申告書を提出しない法人)に対する申告指導及び督励を行い、適正・公平な課税及び自主財源確保を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>未登録法人の捕捉に向けて、法人登記情報の収集及び管内市町村の法人登録台帳、国税データとの照合を行った。</p> <p>また、不申告法人については、毎月、税務電算システムから配信される不申告法人に関するリストを基に実態調査(現況確認・法務局調査)を進めるとともに、電話による申告指導(督励)を行った。</p> <p>イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未登録法人の捕捉のため、西部地区地方税務職員協議会において市町村の法人登録台帳の提出を依頼し、県の法人登録台帳(6,397法人)と市町村の法人登録台帳(6,881法人)を照合した。</li> <li>不申告法人の実態把握の効率化を図るため、情報共有を行うなど国税との連携強化を行った。</li> </ul> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の未登録法人について設立届の提出を指導し、7法人から設立届の提出があった。</li> <li>不申告法人について申告指導・督励により9法人が期限後申告を行った。</li> <li>また、実態がなく、今後、再開見込みが全くない不申告法人について、32法人の除却保留処理を行った。</li> <li>さらに申告しない法人(25法人)に対して法人県民税(事業税)の決定処分を行った。</li> </ul> <p>[不申告法人の処理件数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期限後申告法人数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>除却保留法人数</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>決定処分</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>計(処理件数)</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県外本店法人で管内に事務所、事業所及び寮等を設置した法人の把握が困難であることから、地元をよく知る市町村との連携を一層強化する必要がある。</li> </ul>					区分	平成28年度	期限後申告法人数	9	除却保留法人数	32	決定処分	25	計(処理件数)	66
区分	平成28年度													
期限後申告法人数	9													
除却保留法人数	32													
決定処分	25													
計(処理件数)	66													

7 収入証紙取扱額調べ

(平成29年5月31日現在)

目	収入科目		件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考
	節	細節				
特徴税	現年課税分		27	16,500	445,500	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、
			4	11,000	44,000	③ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑤ ②の人のうち農林水産業に従事する人
			49	8,200	401,800	⑥ 県民税の所得割額を納める人 ⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族
			9	5,500	49,500	⑧ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑨ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑩ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑪ ⑦の人のうち農林水産業に従事する人
			7	5,500	38,500	⑫ ⑩の人のうち農林水産業に従事する人
			12	8,200	98,400	⑬ 県民税の所得割額を納める人 ⑭ ⑬の人の控除対象配偶者、扶養親族
			3	5,500	16,500	⑮ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑯ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑰ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑱ ⑭の人のうち農林水産業に従事する人
			4	4,100	16,400	⑲ 県民税の所得割額を納める人 ⑳ ⑲の人の控除対象配偶者、扶養親族
			0	2,700	0	㉑ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ㉒ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ㉓ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ㉔ ㉓の人のうち農林水産業に従事する人

目	収入科目		件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考
	節	細節				
狩猟税	現年課税分		68	8,200	557,600	㉑ 県民税の所得割額を納める人 ㉒ ㉑の人の控除対象配偶者、扶養親族
			26	5,500	143,000	県民税の所得割額を納めていない人で、 ㉓ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ㉔ 県民税の所得割額を納めていない人の控除対象配偶者、 扶養親族
			121	4,100	496,100	㉕ ㉔の人のうち農林水産業に従事する人 ㉖ 県民税の所得割額を納める人
			56	2,700	151,200	㉗ ㉖の人の控除対象配偶者、扶養親族 県民税の所得割額を納めていない人で、 ㉘ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ㉙ 県民税の所得割額を納めていない人の控除対象配偶者、 扶養親族
		計(節)	386		2,458,500	
		目 計	386		2,458,500	
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	2,271	400	908,400	
		免税軽油使用者 証交付手数料	166	400	66,400	
		計(節)	2,437		974,800	
		目 計	2,437		974,800	
		合 計	2,823		3,433,300	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

該当なし。

(2) 使用料

該当なし。

(3) 手数料

(平成29年5月31日現在)  
(単位：円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	70	28,000	28,000	0	0	地方税法、 鳥取県税条例 第16条	
		免税軽油使用者 証交付手数料	2	800	800	0	0	地方税法、 鳥取県税条例 第134条の34	
		計(節)	72	28,800	28,800	0	0		
	目計		72	28,800	28,800	0	0		
	合計		72	28,800	28,800	0	0		

(4) 財産収入

該当なし。

## (5) 諸収入

(平成29年5月31日現在)  
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	細節							
延滞金	延滞金	1,840	35,177,792	19,649,300	1,968,577	13,559,915	地方税法 鳥取県条例 第9条、第10条	
	計(節)	1,840	35,177,792	19,649,300	1,968,577	13,559,915		
目計		1,840	35,177,792	19,649,300	1,968,577	13,559,915		
加算金	加算金	226	15,167,734	10,137,338	2,464,647	2,565,749	地方税法 71条の14、72条 の46及び47、 90条	
	計(節)	226	15,167,734	10,137,338	2,464,647	2,565,749		
目計		226	15,167,734	10,137,338	2,464,647	2,565,749		
地方法人特別税	地方法人特別税		68,448,173	57,269,329	7,326,406	3,852,438	地方法人特別税 等に関する暫定 措置法	
	計(節)		68,448,173	57,269,329	7,326,406	3,852,438		
目計			68,448,173	57,269,329	7,326,406	3,852,438		
雑収入	雑収入	226	5,310	5,310	0	0	鳥取県情報公開 条例	
	コピ一代 臨時・非常勤 本人負担分雇 用保険料	—	48,579	48,579	0	0		
目計		226	53,889	53,889	0	0		
合計		2,292	118,847,588	87,109,856	11,759,630	19,978,102		

ア 現金取扱状況

(平成29年5月31日現在)  
(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税及び諸収入	293,043,571	
合計	293,043,571 (4,614件)	

イ つり銭の状況

(平成29年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		88,300

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(平成29年5月31日現在)

① 過年度分

年度 区分	税目	前年度からの繰越				当該年度										翌年度繰越		備考
		過年度 未収額 円	件数	繰越後 の減額 円	件数	減額後 額金額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠損額 円	件数	未収額 円	件数					
23 年度 以前	法人県民税	( 73,101 )	( 3 )	( )	( )	( 73,101 )	( 3 )	( 52,101 )	( 2 )	( 21,000 )	( 1 )	( )	( )					
	個人事業税	( 4,809,209 )	( 28 )	( )	( )	( 4,809,209 )	( 28 )	( 339,400 )	( 5 )	( 1,513,500 )	( 3 )	( 2,956,309 )	( 20 )					
	法人事業税	( )	( )	( )	( )	( 4,809,209 )	( 28 )	( 339,400 )	( 5 )	( 1,513,500 )	( 3 )	( 2,956,309 )	( 20 )					
	不動産取得税	( 8,240,971 )	( 10 )	( )	( )	( 8,240,971 )	( 10 )	( 1,362,108 )	( 2 )	( 5,672,263 )	( 5 )	( 1,206,600 )	( 3 )					
	特別地方消費税	( 9,069,421 )	( 30 )	( )	( )	( 9,069,421 )	( 30 )	( 1,514,378 )	( 7 )	( 5,672,263 )	( 5 )	( 1,882,780 )	( 18 )					
自動車税	( 212,700 )	( 7 )	( )	( )	( 212,700 )	( 7 )	( 30,000 )	( 1 )	( 56,100 )	( 1 )	( 126,600 )	( 5 )						
計	( 13,335,981 )	( 48 )	( )	( )	( 13,335,981 )	( 48 )	( 1,783,609 )	( 10 )	( 7,262,863 )	( 10 )	( 4,289,509 )	( 28 )						
24 年度	法人県民税	( 119,800 )	( 4 )	( )	( )	( 119,800 )	( 4 )	( 39,300 )	( 1 )	( 80,500 )	( 3 )	( )	( )					
	個人事業税	( 1,324,600 )	( 10 )	( )	( )	( 1,324,600 )	( 10 )	( 41,400 )	( )	( )	( )	( 1,283,200 )	( 10 )					
	法人事業税	( )	( )	( )	( )	( 1,324,600 )	( 10 )	( 41,400 )	( )	( )	( )	( 1,283,200 )	( 10 )					
	不動産取得税	( 610,200 )	( 1 )	( )	( )	( 610,200 )	( 1 )	( 610,200 )	( 1 )	( )	( )	( )	( )					
	自動車税	( 145,200 )	( 5 )	( )	( )	( 145,200 )	( 5 )	( 35,000 )	( 1 )	( 95,600 )	( 2 )	( 14,600 )	( 2 )					
計	( 2,199,800 )	( 20 )	( )	( )	( 2,199,800 )	( 20 )	( 725,900 )	( 3 )	( 176,100 )	( 5 )	( 1,297,800 )	( 12 )						
25 年度	法人県民税	( 922,900 )	( 9 )	( )	( )	( 922,900 )	( 9 )	( 250,700 )	( 2 )	( 651,200 )	( 6 )	( 21,000 )	( 1 )					
	個人事業税	( 556,800 )	( 8 )	( )	( )	( 556,800 )	( 8 )	( 6,100 )	( 2 )	( )	( )	( 550,700 )	( 6 )					
	法人事業税	( )	( )	( )	( )	( 556,800 )	( 8 )	( 6,100 )	( 2 )	( )	( )	( 550,700 )	( 6 )					
	不動産取得税	( 11,272,752 )	( 13 )	( )	( )	( 11,272,752 )	( 13 )	( 564,300 )	( )	( 4,778,980 )	( 7 )	( 5,929,472 )	( 6 )					
	自動車税	( 73,800 )	( 2 )	( )	( )	( 73,800 )	( 2 )	( 564,300 )	( )	( 4,778,980 )	( 7 )	( 5,929,472 )	( 6 )					
計	( 13,967,352 )	( 71 )	( )	( )	( 13,967,352 )	( 71 )	( 901,304 )	( 7 )	( 5,437,380 )	( 14 )	( 7,628,668 )	( 50 )						



年度 区分	税目	前年度からの繰越			当該年度										翌年度繰越		備考
		過年度 未収額	件数	繰越後 の差額	件数	減額後 固定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	～			
26 年度	法人県民税	( 477,123 )	( 7 )	( )	( 477,123 )	( 7 )	( 366,223 )	( 1 )	( 47,900 )	( 3 )	( 63,000 )	( 3 )	( 3 )				
		( 477,123 )	( 7 )	( )	( 477,123 )	( 7 )	( 366,223 )	( 1 )	( 47,900 )	( 3 )	( 63,000 )	( 3 )	( 3 )				
	個人事業税	( 4,214,600 )	( 12 )	( )	( 4,214,600 )	( 12 )	( 181,200 )	( 2 )	( )	( )	( )	( 4,033,400 )	( 10 )	( 10 )			
		( 4,214,600 )	( 12 )	( )	( 4,214,600 )	( 12 )	( 181,200 )	( 2 )	( )	( )	( )	( 4,033,400 )	( 10 )	( 10 )			
	法人事業税	( 67,181 )	( 2 )	( )	( 67,181 )	( 2 )	( )	( )	( )	( )	( )	( 67,181 )	( 2 )	( 2 )			
		( 67,181 )	( 2 )	( )	( 67,181 )	( 2 )	( )	( )	( )	( )	( )	( 67,181 )	( 2 )	( 2 )			
	不動産取得税	( 44,807,835 )	( 9 )	( )	( 44,807,835 )	( 9 )	( 695,835 )	( 4 )	( 86,300 )	( 2 )	( 2 )	( 44,025,700 )	( 3 )	( 3 )			
		( 45,740,235 )	( 10 )	( )	( 45,740,235 )	( 10 )	( 1,628,235 )	( 5 )	( 86,300 )	( 2 )	( 2 )	( 44,025,700 )	( 3 )	( 3 )			
	自動車税	( 1,523,675 )	( 46 )	( )	( 1,523,675 )	( 46 )	( 762,075 )	( 23 )	( )	( )	( )	( 761,600 )	( 23 )	( 23 )			
		( 1,523,675 )	( 46 )	( )	( 1,523,675 )	( 46 )	( 762,075 )	( 23 )	( )	( )	( )	( 761,600 )	( 23 )	( 23 )			
計	( 51,090,414 )	( 76 )	( )	( 51,090,414 )	( 76 )	( 2,005,333 )	( 30 )	( 201,381 )	( 7 )	( 7 )	( 48,883,700 )	( 38 )	( 38 )				
	( 52,022,814 )	( 77 )	( )	( 52,022,814 )	( 77 )	( 2,837,733 )	( 31 )	( 201,381 )	( 7 )	( 7 )	( 48,883,700 )	( 39 )	( 39 )				
27 年度	法人県民税	( 1,758,355 )	( 37 )	( )	( 1,758,355 )	( 37 )	( 1,055,002 )	( 17 )	( 393,400 )	( 11 )	( 309,953 )	( 9 )	( 9 )				
		( 1,758,355 )	( 37 )	( )	( 1,758,355 )	( 37 )	( 1,055,002 )	( 17 )	( 393,400 )	( 11 )	( 309,953 )	( 9 )	( 9 )				
	個人事業税	( 1,622,926 )	( 20 )	( )	( 1,622,926 )	( 20 )	( 1,556,426 )	( 17 )	( )	( )	( )	( 66,500 )	( 3 )	( 3 )			
		( 1,622,926 )	( 20 )	( )	( 1,622,926 )	( 20 )	( 1,556,426 )	( 17 )	( )	( )	( )	( 66,500 )	( 3 )	( 3 )			
	法人事業税	( 692,833 )	( 8 )	( )	( 692,833 )	( 8 )	( 34,144 )	( )	( 658,689 )	( 8 )	( )	( )	( )				
		( 692,833 )	( 8 )	( )	( 692,833 )	( 8 )	( 34,144 )	( )	( 658,689 )	( 8 )	( )	( )	( )				
	不動産取得税	( 4,610,436 )	( 13 )	( )	( 4,610,436 )	( 13 )	( 3,318,436 )	( 10 )	( 368,200 )	( 2 )	( 2 )	( 923,800 )	( 1 )	( 1 )			
		( 5,891,136 )	( 14 )	( )	( 5,891,136 )	( 14 )	( 3,318,436 )	( 10 )	( 368,200 )	( 2 )	( 2 )	( 2,204,500 )	( 2 )	( 2 )			
	自動車税	( 4,443,986 )	( 116 )	( )	( 4,443,986 )	( 116 )	( 2,197,855 )	( 58 )	( 45,400 )	( 1 )	( 1 )	( 2,200,731 )	( 57 )	( 57 )			
		( 4,443,986 )	( 116 )	( )	( 4,443,986 )	( 116 )	( 2,197,855 )	( 58 )	( 45,400 )	( 1 )	( 1 )	( 2,200,731 )	( 57 )	( 57 )			
ゴルフ場利用税	( 253,000 )	( 2 )	( )	( 253,000 )	( 2 )	( 253,000 )	( 2 )	( )	( )	( )	( )	( )	( )				
	( 253,000 )	( 2 )	( )	( 253,000 )	( 2 )	( 253,000 )	( 2 )	( )	( )	( )	( )	( )	( )				
計	( 13,381,536 )	( 196 )	( )	( 13,381,536 )	( 196 )	( 8,414,863 )	( 104 )	( 1,465,689 )	( 22 )	( 22 )	( 3,500,984 )	( 70 )	( 70 )				
	( 14,662,236 )	( 197 )	( )	( 14,662,236 )	( 197 )	( 8,414,863 )	( 104 )	( 1,465,689 )	( 22 )	( 22 )	( 4,781,684 )	( 71 )	( 71 )				
合計	法人県民税	( 3,351,279 )	( 60 )	( )	( 3,351,279 )	( 60 )	( 1,763,326 )	( 23 )	( 1,944,000 )	( 24 )	( 393,953 )	( 13 )	( 13 )				
		( 3,351,279 )	( 60 )	( )	( 3,351,279 )	( 60 )	( 1,763,326 )	( 23 )	( 1,944,000 )	( 24 )	( 393,953 )	( 13 )	( 13 )				
	個人事業税	( 12,528,135 )	( 78 )	( )	( 12,528,135 )	( 78 )	( 2,124,526 )	( 26 )	( 1,513,500 )	( 3 )	( 3 )	( 8,890,109 )	( 48 )	( 48 )			
		( 12,528,135 )	( 78 )	( )	( 12,528,135 )	( 78 )	( 2,124,526 )	( 26 )	( 1,513,500 )	( 3 )	( 3 )	( 8,890,109 )	( 48 )	( 48 )			
	法人事業税	( 12,032,766 )	( 23 )	( )	( 12,032,766 )	( 23 )	( 598,444 )	( )	( 5,504,850 )	( 17 )	( 17 )	( 5,929,472 )	( 6 )	( 6 )			
		( 12,032,766 )	( 23 )	( )	( 12,032,766 )	( 23 )	( 598,444 )	( )	( 5,504,850 )	( 17 )	( 17 )	( 5,929,472 )	( 6 )	( 6 )			
	不動産取得税	( 58,343,242 )	( 35 )	( )	( 58,343,242 )	( 35 )	( 5,985,579 )	( 17 )	( 6,126,763 )	( 9 )	( 9 )	( 46,229,800 )	( 9 )	( 9 )			
		( 61,384,792 )	( 57 )	( )	( 61,384,792 )	( 57 )	( 7,071,249 )	( 23 )	( 6,126,763 )	( 9 )	( 9 )	( 48,186,780 )	( 25 )	( 25 )			
	特別地方消費税	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
自動車税	( 7,466,661 )	( 213 )	( )	( 7,466,661 )	( 213 )	( 3,105,134 )	( 86 )	( 204,300 )	( 5 )	( 5 )	( 4,157,227 )	( 122 )	( 122 )				
	( 7,466,661 )	( 213 )	( )	( 7,466,661 )	( 213 )	( 3,105,134 )	( 86 )	( 204,300 )	( 5 )	( 5 )	( 4,157,227 )	( 122 )	( 122 )				
ゴルフ場利用税	( 253,000 )	( 2 )	( )	( 253,000 )	( 2 )	( 253,000 )	( 2 )	( )	( )	( )	( )	( )	( )				
	( 253,000 )	( 2 )	( )	( 253,000 )	( 2 )	( 253,000 )	( 2 )	( )	( )	( )	( )	( )	( )				
計	( 93,975,083 )	( 411 )	( )	( 93,975,083 )	( 411 )	( 14,915,679 )	( 160 )	( 14,543,413 )	( 58 )	( 58 )	( 65,600,661 )	( 199 )	( 199 )				
	( 97,016,633 )	( 433 )	( )	( 97,016,633 )	( 433 )	( 14,915,679 )	( 160 )	( 14,543,413 )	( 58 )	( 58 )	( 67,557,541 )	( 215 )	( 215 )				
個人県民税	( 259,796,374 )	( )	( )	( 259,796,374 )	( )	( 86,592,089 )	( )	( 13,998,778 )	( )	( )	( 158,054,447 )	( )	( )				
	( 363,711,457 )	( )	( )	( 363,711,457 )	( )	( 86,592,089 )	( )	( 13,998,778 )	( )	( )	( 158,054,447 )	( )	( )				
合計	( 358,813,007 )	( )	( )	( 358,813,007 )	( )	( 101,507,768 )	( )	( 28,542,191 )	( )	( )	( 223,655,108 )	( )	( )				
	( 358,813,007 )	( )	( )	( 358,813,007 )	( )	( 101,507,768 )	( )	( 28,542,191 )	( )	( )	( 225,611,988 )	( )	( )				

(2)-1 税外収入未済額(県税関係) (平成29年5月31日現在)

① 過年度分

税目	区分	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税		25年度		円	1	1,162	6	2,336,911	7	2,338,073	
		26年度							0	0	
		27年度							0	0	
地方法人特別税		25年度			1	938	4	756,989	5	757,927	
		26年度							0	0	
		27年度							0	0	
合計			0	0	2	2,100	10	3,093,900	12	3,096,000	

② 現年度分

税目	区分	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税			円		円	5	227,676	5	227,676	
地方法人特別税						5	165,724	5	165,724	
合計		0	0	0	0	10	393,400	10	393,400	

(2)-2 税外収入未済額(県税関係以外) (平成29年5月31日現在)

① 過年度分  
該当なし。

② 現年度分  
該当なし。

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに財産調査及び財産調査結果の分析に着手し、滞納処分または納税緩和措置を原則とする。</li> <li>・必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わない。</li> <li>・財産調査を基本とした滞納者の生活状況等実態把握に努め、調査結果の分析により分割納付を含めた早期完納のために必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>以下の取り組みを行っている。</p> <p>1. 早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している。</p> <p>① 財産調査</p> <p>ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、不動産、動産、自動車等</p> <p>イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、年金機構等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局等）、探聞（近隣、家族、同業者等）</p> <p>② 納税勧奨</p> <p>ア 文書催告：差押予告、給与照会予告、債権調査予告、出頭通知、タイヤロック予告、家宅搜索予告等</p> <p>イ 臨戸：能動的なもの（臨宅通知他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>ウ 電話：能動的なもの（財産未判明者で文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>2. 上記1により把握したデータを、担当者だけでなく所内の徴収方針会議（月1回）を定期的実施して、各事案毎に分析した上で処理方針を決めている。</p> <p>3. 滞納整理事務を均質化させるため、滞納整理について類型による基本的な処理方針を周知している。</p> <p>① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。</p> <p>② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者及び納税意思の希薄な少額滞納者 → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見次第、早期に厳正な滞納処分を執行する。</p>	<p>1. 滞納者毎の実態に合わせた滞納整理が推進できた。</p> <p>① 財産調査を早期に進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速に滞納処分をすることができ、滞納件数の圧縮に繋がった。</p> <p>② ア、イ、ウの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。</p> <p>2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。</p> <p>3.</p> <p>① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。勤務先等がある場合、分納誓約書に給与等の差押承諾書の添付を必須とすることで、納税に対する意識を変えることができた。不履行の場合、給与等の差押等厳正な対応を行うことで、滞納の圧縮効果を高めた。</p> <p>② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。</p>

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③納付能力のない滞納者 → 表見財産が皆無であり、家宅搜索を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月に重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより推進するため、担当者毎、地区毎にそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p> <p>③ 個人県民税徴収向上対策 ア 個人住民税未済額の圧縮を促進するため、地方税法第48条の規定により市町村から徴収を引き継ぎ、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。</p> <p>イ 個人住民税徴収方針会議（地方税滞納整理機構として実施）を定期的に開催し、滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施。</p> <p>④ 徴収スタッフネット研究会を通じ、徴収担当者間の連携と融和を図ることにより、徴収技術等の向上と情報交流の円滑化を図る。</p> <p>⑤ 自動車税固有の取組みについて ア 差押予告状を早期に送付することにより、滞納件数の早期圧縮を図った。</p> <p>イ 1月から3月にかけて、夜間を含む集中的な臨戸徴収を実施し、滞納件数の早期圧縮を図った。</p>	<p>③ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対して、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p> <p>4.</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押等の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性が確保され、職員の意識向上を促した。</p> <p>③ ア 徴収専任職員が少なく財産調査が行き渡らない市町村に代わり、徹底的な財産調査を行い、財産を発見次第、滞納処分を実施したことにより滞納額を圧縮し、徴収率の向上に繋がった。 イ 県と同様の徴収方針を基本として滞納整理及び進捗管理を行うことで、市町村職員の取組意識の改革を図った。</p> <p>④ 様々な専門分野から外部講師を招き、研修会を開催することで、職員のモチベーションの維持やスキルアップに寄与した。</p> <p>⑤ ア 差押予告状の早期送付により、財産調査を速やかに実施し早期の滞納処分を実施した。 また、納税催告文書を送付する封筒を色付きにして注意喚起を促すことで、早期の自主納税や納税相談につなげた。 イ 集中的な臨戸徴収により、滞納の圧縮効果が確認された。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作 成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	<p>有</p> <p>「税外未収金 (加算金・延 滞金)の確保 対策につい て」(H15.4.3 0付税務課長通 知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本税完納時に納付するよう指導</li> <li>・過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及</li> <li>・本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入</li> <li>・延滞金確定後、直ちに納付書送付</li> <li>・催告状送付</li> <li>・年に二度、文書による一斉催告</li> <li>・滞納者は名簿で債権管理</li> <li>・滞納整理票により管理</li> <li>・所内協議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再三の催告指導による納税意識の向上</li> <li>・組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現</li> <li>・集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。</li> </ul>

1 1 不納欠損処分調べ

(平成29年5月31日現在)

調定 年度	科 目 税目又は 目、節	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
23	法人県民税	1	H23. 6. 20	H24. 8. 4	H28. 11. 10	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
24	法人県民税	1	H24. 6. 20	H24. 8. 15	H28. 11. 10	7, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
24	法人県民税	2	H25. 1. 4	H25. 2. 5	H28. 11. 10	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
24	法人県民税	3	H24. 5. 31	H24. 7. 1	H28. 12. 6	52, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 12. 6） 表見財産なし
25	法人県民税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	354, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人県民税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	170, 100	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人県民税	5	H26. 1. 6	H27. 9. 19	H28. 5. 31	2, 300	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人県民税	5	H26. 1. 6	H26. 2. 1	H28. 5. 31	69, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人県民税	5	H26. 1. 6	H26. 2. 1	H28. 5. 31	34, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人県民税	6	H26. 3. 31	H26. 5. 1	H28. 11. 10	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
26	法人県民税	6	H27. 3. 31	H27. 5. 19	H28. 11. 10	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
26	法人県民税	5	H26. 12. 1	H27. 1. 5	H28. 5. 31	16, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	法人県民税	5	H26. 12. 1	H27. 1. 5	H28. 5. 31	10, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし

27	法人県民税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	84,700	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人県民税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	52,500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人県民税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	5,300	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人県民税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	52,500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人県民税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	13,700	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人県民税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	52,500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人県民税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	52,600	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人県民税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	12,000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人県民税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	18,800	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人県民税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	30,800	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人県民税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	18,000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	法人県民税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	300	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	法人県民税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	52,500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	法人県民税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	900	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし

28	法人県民税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	52, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	法人県民税	8	H28. 5. 2	H28. 6. 15	H29. 3. 7	5, 700	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	法人県民税	8	H28. 5. 2	H28. 6. 15	H29. 3. 7	10, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 12. 21	H29. 5. 26	44, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	60, 700	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	47, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	94, 600	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	94, 100	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人県民税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	21, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
小計					40件	1, 762, 700	
25	法人事業税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	274, 300	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし



25	法人事業税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	1, 090, 700	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人事業税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	823, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人事業税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	1, 321, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人事業税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	725, 700	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人事業税	5	H26. 1. 6	H26. 10. 30	H28. 5. 31	289, 480	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	法人事業税	5	H26. 1. 6	H26. 2. 1	H28. 5. 31	254, 800	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	法人事業税	5	H26. 6. 2	H27. 10. 8	H28. 5. 31	5, 581	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	法人事業税	5	H26. 12. 1	H27. 1. 5	H28. 5. 31	61, 600	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
27	法人事業税	7	H27. 6. 22	H28. 6. 1	H29. 3. 6	163, 833	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人事業税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	16, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人事業税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	49, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	法人事業税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	147, 956	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人事業税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	36, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人事業税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	68, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし

27	法人事業税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	112, 600	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	法人事業税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	64, 900	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	法人事業税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	1, 100	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	法人事業税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	3, 300	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	法人事業税	8	H28. 5. 2	H28. 6. 15	H29. 3. 7	40, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	法人事業税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	184, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人事業税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	217, 900	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人事業税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	158, 600	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人事業税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	412, 200	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	法人事業税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	409, 900	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
小計					25件	6, 932, 750	
25	地方法人特別税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	883, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	地方法人特別税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	666, 600	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	地方法人特別税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	1, 070, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	地方法人特別税	4	H25. 12. 19	H26. 1. 20	H28. 5. 31	587, 800	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし

25	地方法人特別税	5	H26. 1. 6	H26. 10. 30	H28. 5. 31	234, 420	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
25	地方法人特別税	5	H26. 1. 6	H27. 2. 1	H28. 5. 31	206, 300	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	5	H26. 6. 2	H27. 10. 8	H28. 5. 31	4, 519	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	5	H26. 12. 1	H27. 1. 5	H28. 5. 31	49, 900	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
27	地方法人特別税	7	H27. 6. 22	H28. 6. 1	H29. 3. 6	132, 667	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	地方法人特別税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	12, 900	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	地方法人特別税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	40, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	地方法人特別税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	147, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	地方法人特別税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	29, 100	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	地方法人特別税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	55, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	地方法人特別税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	91, 200	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
27	地方法人特別税	8	H28. 2. 25	H28. 3. 26	H29. 3. 7	52, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	地方法人特別税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	800	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	地方法人特別税	7	H28. 9. 27	H28. 10. 28	H29. 3. 6	2, 600	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし

28	地方法人特別税	8	H28. 5. 2	H28. 6. 15	H29. 3. 7	17, 500	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	149, 300	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	176, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	128, 400	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	333, 800	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	332, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
26	地方法人特別税	4	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	309, 174	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	4	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	233, 194	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	4	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	374, 478	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	4	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	205, 629	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	5	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	98, 350	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	5	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	72, 167	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
26	地方法人特別税	5	H26. 5. 12	H26. 6. 16	H28. 5. 31	37, 270	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
27	地方法人特別税	7	H27. 6. 22	H28. 6. 1	H29. 3. 6	106, 671	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし

27	地方法人特別税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	4, 999	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
27	地方法人特別税	7	H27. 6. 22	H27. 12. 26	H29. 3. 6	15, 928	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 6） 表見財産なし
28	地方法人特別税	8	H28. 6. 21	H28. 8. 1	H29. 3. 7	58, 893	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	地方法人特別税	8	H28. 6. 21	H28. 8. 1	H29. 3. 7	22, 000	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	地方法人特別税	8	H28. 6. 21	H28. 8. 1	H29. 3. 7	36, 337	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 3. 7） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	133, 520	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	132, 639	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	22, 326	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	26, 440	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
28	地方法人特別税	9	H28. 5. 19	H28. 6. 20	H29. 5. 26	19, 238	即時消滅（滞納処分停止H2 9. 5. 26） 表見財産なし
22	地方法人特別税	1	H22. 6. 21	H23. 4. 19	H28. 11. 10	1, 247	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 11. 10） 表見財産なし
25	地方法人特別税	5	H26. 1. 6	H27. 2. 28	H28. 5. 31	11, 300	即時消滅（滞納処分停止H2 8. 5. 31） 表見財産なし
小計					44件	7, 326, 406	
17	個人事業税	10	H17. 8. 31	H27. 5. 1	H29. 3. 27	354, 700	停止後3年後経過（滞納処 分停止H26. 3. 25） 表見財産なし
17	個人事業税	10	H17. 8. 31	H26. 6. 5	H29. 3. 27	579, 800	停止後3年後経過（滞納処 分停止H26. 3. 25） 表見財産なし

17	個人事業税	10	H17. 11. 30	H26. 7. 1	H29. 3. 27	579,000	停止後3年後経過（滞納処分停止H26. 3. 25） 表見財産なし
小計					3件	1,513,500	
22	不動産取得税	11	H22. 8. 2	H24. 3. 31	H28. 11. 10	299,300	即時消滅（滞納処分停止H28. 11. 10） 表見財産なし
22	不動産取得税	11	H22. 8. 2	H24. 2. 2	H28. 11. 10	483,700	即時消滅（滞納処分停止H28. 11. 10） 表見財産なし
23	不動産取得税	12	H23. 8. 1	H23. 9. 2	H29. 1. 23	265,900	即時消滅（滞納処分停止H29. 1. 23） 表見財産なし
23	不動産取得税	12	H23. 8. 1	H23. 9. 2	H29. 1. 23	30,500	即時消滅（滞納処分停止H29. 1. 23） 表見財産なし
23	不動産取得税	13	H24. 1. 4	H29. 2. 7	H29. 3. 6	4,592,863	即時消滅（滞納処分停止H29. 3. 6） 表見財産なし
26	不動産取得税	14	H26. 4. 30	H26. 6. 1	H28. 11. 10	54,300	即時消滅（滞納処分停止H28. 11. 10） 表見財産なし
26	不動産取得税	14	H26. 4. 30	H26. 6. 1	H28. 11. 10	32,000	即時消滅（滞納処分停止H28. 11. 10） 表見財産なし
27	不動産取得税	14	H28. 2. 1	H28. 3. 2	H28. 11. 10	184,100	即時消滅（滞納処分停止H28. 11. 10） 表見財産なし
27	不動産取得税	14	H28. 2. 1	H28. 3. 2	H28. 11. 10	184,100	即時消滅（滞納処分停止H28. 11. 10） 表見財産なし
小計					9件	6,126,763	
24	自動車税	15	H24. 5. 31	H24. 7. 1	H28. 9. 21	円 39,500	停止後3年後経過（滞納処分停止H25. 7. 10） 表見財産なし
25	自動車税	15	H25. 5. 31	H25. 7. 1	H28. 9. 21	7,200	停止後3年後経過（滞納処分停止H25. 7. 10） 表見財産なし
23	自動車税	16	H23. 5. 31	H23. 7. 1	H28. 7. 8	56,100	停止後3年後経過（滞納処分停止H25. 7. 10） 表見財産なし

24	自動車税	16	H24. 5. 31	H25. 7. 1	H28. 7. 8	56, 100	停止後3年後経過（滞納処分停止H25. 7. 10） 表見財産なし
27	自動車税	17	H27. 6. 1	H27. 7. 2	H29. 3. 24	45, 400	即時消滅（滞納処分停止H29. 3. 24） 表見財産なし
小計					5件	204, 300	
合計					126件	23, 866, 419	

平成28年度実施分

11-2 延滞金の処理

(平成29年5月31日現在)

税目	区分	金額		延滞金未納発生状況 平成28年12月1日から平成29年5月31日	欠損処理件数	欠損処理金額 平成28年12月	延滞金収納状況 平成28年12月1日から平成29年1月31日		金額		備考
		未納延滞金 件数	(A)				(B)	(C)	((D)-(A)+(B)-(C))	未納延滞金 件数	
		平成28年11月末現在	平成28年12月1日から平成29年5月31日						平成29年5月末現在		
法人県民税		92 1,099,060	40 333,745	4 95,700	35 156,500	93 1,093,705					
法人事業税		44 1,361,464	46 440,529	2 22,900	53 434,694	35 1,251,653					
個人事業税		73 2,031,900	20 716,400	5 40,800	23 153,100	65 2,550,200					
不動産取得税		36 1,054,102	12 969,705	7 639,400	16 71,773	25 1,306,034					
ゴルフ場利用税		88 4,652,064	0 0	0 0	0 0	88 4,650,064					
特別地方消費税		0 0	1 183,700	0 0	0 0	1 183,700					
自動車税		609 3,473,648	112 439,844	205 1,169,777	128 368,127	388 2,269,244					
軽油引取税		2 11,300	0 0	0 0	2 11,300	0 0					
地方法人特別税		36 858,136	47 491,628	0 0	58 586,051	25 716,659					
合計		980 14,541,674	278 3,575,551	223 1,968,577	315 2,127,389	720 14,021,259					

・延滞金催告状作成者リスト(年2回出力) 平成28年7月4日、平成28年12月5日  
 ・延滞金時刻完成予定者名簿(年2回出力) 平成28年4月1日、平成28年10月4日



12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

該当なし

(2) 補助金

予算科目 ( 賦課徴収費 )

① 国補分

該当なし。

② 単県分

(平成29年5月31日現在)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認	着手	額の確定	支出の状況			備考
				実施計画承認	年月日	年月日	概算払	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日				
				交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現 地調査 年月日	精算払 の別			
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	鳥取県西 部納税貯 蓄組合連 合会		租税教育に資 する活動経費 、県税に関す る広報活動に 要する経費、 県税に関する 研修会講演会 等の開催に要 する経費、連 合会の運営に 関する経費等	—	—	29.5.23	概算	28.5.31	250,000	文書 ID 16-0 0011 332
納税貯蓄組合連 合会が県民に対 して行う納税思 想の啓発に資す る取組を促進し、 租税納期内完納 の推進を図る。			(補助率：8/10) 250,000	28.4.13	29.3.31	—				
				28.4.19	29.4.24	29.5.22				
単県分計										
表の補足説明										

(3) 交付金

(平成29年5月31日現在)  
(単位:円)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月 日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備考
賦課徴収費 新規以外のもの						361,187,649		
目計						361,187,649		
合計						361,187,649		

(4) 委託料

(平成29年5月31日現在)  
(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約		入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日) 契約形態	完了 年月日 履行検 査年月 日	支出の状況		備考
				予定価格	契約年月日 契約額 変更契約(最終) 契約年月日 契約額			契約 期間	契約 期間	
税務総務費					( )	( )				
予定価格が20万 円未満のもの					( )	( )			54,432	
目計									54,432	
合計									54,432	

1 3 工事請負費調べ

該当なし。

1 4 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし。

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成29年5月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び郵便はがき	円 146,628	円 816,584	円 741,588	円 221,624	
合 計	146,628	816,584	741,588	221,624	

イ タクシーチケットの受払状況

該当なし。

1 5 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし。

(2) 物品

該当なし。

1 6 借受不動産明細調べ

該当なし。

1 7 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

該当なし。

(2) 職員駐車場

該当なし。

1 8 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

該当なし。

19 寄附物件の受納状況調べ

該当なし。

20 備品の処分状況調べ

該当なし。

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

該当なし。

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個 数
平成28年6月27日	・有 <input checked="" type="radio"/> 無		

2.2 職員旅費の執行状況調べ

- 注1 旅費システムの旅行命令簿：完結分（全表示）のデータをベースにして作成すること。  
 2 平成28年12月1日以降に出発した一般旅行を対象とすること。

(1) 旅行同の事前承認

旅行総件数	旅費システムで 発令日が発日 より遅い件数 ①	①のうち履歴 で事前承認が 確認できた件数 ②	①のうち②以外 で緊急等特別な 理由があった件数 ③	特別な理由もなく事前 承認がされていない件 数 (①-②-③)	備 考
75	0	-	-	0	

(2) 旅費概算払の精算等

- ア 概算払の精算が旅行完了日の翌日から2週間以上経過しているもの（票精算を除く）…………… ( 0件中 0件)  
 イ 精算払が旅行完了日の翌日から30日以上経過しているもの…………… ( 40件中 0件)

(3) 旅費の計算

用務先	旅行期間	用務内容	支出金額	備 考
東京、埼玉	3/26~3/28	県外徴収業務	29,770	
兵庫、大阪	2/27~3/1	県外徴収業務	25,100	
広島、岡山	2/22~2/24	県外徴収業務	25,100	

(4) 旅費の適正執行の取組状況等

- ・旅行同の事前承認の徹底。
- ・旅行終了後、速やかな復命同いの作成による精算遅延の防止。

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし
------

注1 本表には、できるだけ何らかの意見・要望等を記載してください。

2 記載する内容

- ①業務の効率化に関する意見等、②制度改正等に関する意見等、③事務の改善に関する意見等、④事務の執行上、支障となっている事項等
- ⑤その他（事業所管課への要望や県政全般に対する意見・要望等）

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし
------